

JAM共済自家共済運営委員会より

個人火災共済(自家型)加入者の皆様へお知らせ

被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

JAM共済 個人火災共済(自家型)では、東日本大震災の影響により、2012年8月現在の共済の取り扱いは、以下の通りとなっておりますのでご留意下さい。

1. 共済金の請求について

- ① 東日本大震災における共済金の請求について、現段階でまだご請求をされていない加入者は、お早めにお問い合わせいたします。
- ② ご請求時に必要な書類で事前にご用意して頂くものは、市町村で発行される「罹災(りさい)証明書」の写し、被害場所の「写真」です。その他必要なものは、所属する労働組合がご用意していますのでお問い合わせください。

【写真について】

建物全体と被害箇所。(建物全体からの被害箇所の比率がわかるようにして下さい。)
また、屋根の上での撮影など危険な場合は、修理業者の方などに撮影して頂いて下さい。

2. 新規加入および増口の申込みについて

個人火災共済(自家型)の新規加入および増口の取扱いについて、2012年4月1日以降は、通常通りの取扱いをしておりますが、以下の地域につきましては、通常の手続きに加え、「個人火災共済(自家型)新規加入・増口に対する東日本大震災被害状況確認書」の添付が必要となりますのでご注意ください。

【被害状況確認書の必要な地域】 宮城県・岩手県・青森県・福島県・茨城県・栃木県の全域、新潟県(十日町市、上越市、中魚沼郡津南町)、長野県(下水内郡栄村)、千葉県(旭市、千葉市美浜区、浦安市、山武郡九十九里町)

※ 被害状況確認書の添付が必要な期間につきましては、被害住宅の修繕状況の進展具合により判断しておりますが、2012年8月時点ではいまだ未修繕の住宅が多く残されていることから、当面の間継続することになりましたのでご了承下さい。

次回の検討は、2012年12月頃を予定しています。